

令和8年度戦略的人材マネジメント推進業務仕様書

1 目的

県内企業の経営の持続性を高め、更なる成長につなげていくためには、経営戦略と人材戦略を連動したものとして捉える視点が不可欠であり、企業とネットワークを有する金融機関・商工団体（以下「支援機関」という。）が、経営者だけでは把握や対応が困難な課題に対して気づきを与え、自己変革を促す役割を果たすことが必要である。

本業務は、生産年齢人口の減少が進展し、様々な分野での人材不足が顕在化している現状を踏まえ、支援機関を対象としたセミナーや伴走支援プログラム等の実施により、各企業の経営戦略を踏まえて人材確保を中心とする人材戦略の立案・実行を支援する体制を整備し、県内企業の採用力向上と課題解決の自走化を図ることを目的とする。

2 成果目標

本業務の実施により、次の目標の達成を図ること。

No.	内容	目標値
①	人材確保支援等の基礎スキル向上に資するセミナー等（5（1）参照）に参加した支援機関が、以下の支援対象業種の企業に対し、人材確保等について支援した数	<u>64社以上</u> ※セミナー等参加後、令和9年3月31日までの間に支援した数 ※延べではなく、実企業数
②	実践研修（5（2）ウ②参照）により支援した以下の支援対象業種の企業における新規正社員雇用数	<u>合計9名以上</u> ※令和9年3月31日までの就業予定者（中途。正規雇用転換も含む。）及び令和9年4月1日採用の新規学卒者の合計。なお、新規正社員雇用者について、次の要件を満たすよう必要な支援に努めるものとする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が210.9千円以上となること。 ・月平均所定外労働時間が20時間以下であること。 </div>

（支援対象業種）

建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉

3 組織体制

本業務の全体責任者として、業務の進捗管理、企画運営、県及び他の関係機関との連絡調整等を行う者を1名選任すること。

また、本業務を実施するにあたり必要な知識及び経験を有する人員を配置し、組織体制を構築すること。

4 費用負担

本業務の実施に当たり、支援機関及び企業から一切の経費は求めないものとする。

5 委託業務内容

【事業イメージ】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(1) 担当者向けセミナー			セミナー			セミナー			セミナー				
(2) ウ① メンタリング			メンタリング										
(2) ウ② 実践研修						実践研修							
(2) ウ③ 自主企画(例)			ワークショップ										
(3) 幹部向けセミナー												幹部向けセミナー	

委託する業務の内容は、次の(1)から(6)とする。

なお、以下の内容を基本とするが、これを踏まえた上で、上記の目的及び成果目標(1及び2参照)をより効果的に達成するため、県と協議のうえ業務内容を追加して実施しても差し支えないものとする。

(1) 支援機関の担当者等を対象とした、人材確保支援等の基礎スキル向上に資するセミナー・ワークショップ等の開催

ア 目的

企業への人材確保支援等における支援機関の役割の重要性についての理解促進と支援の基礎スキル向上を図ること。

イ 対象

支援機関の法人営業担当者、経営指導員等

ウ 参加者数の目標

- 参加者数の目標は、セミナー・ワークショップ等1回当たり30機関以上((2)の伴走支援プログラム参加機関を含む)とする。
- 参加者の募集にあたっては、受託者の有するネットワーク等を活用し、支援機関への周知を図ること。なお、県も周知等を行う。

エ 開催方法

- 実施内容に応じて、会場開催、オンライン開催、会場・オンライン併用等の方法で開催すること。
- セミナー以外の形式で開催することも可能とする。但し、1機関から複数名の参加がある場合にも対応できるようにすること。
- 必要に応じてアーカイブ配信ができるよう、セミナー・ワークショップ等の録画デ

ータを県に提出すること。提出方法は受託者と県で協議のうえ決定する。

オ 実施内容

- ・回数は3回以上とする。
- ・5（1）アの目的及びウの参加者数の目標を達成できるようなテーマ及び内容、並びに開催スケジュールとすること。なお、実施内容は県と協議の上、決定する。
- ・1回目のセミナーでは、伴走支援プログラム（5（2）参照）の周知を行うことを前提として、開催時期を設定すること。
- ・本業務の目的を達成する上で必要な場合は、国（関係省庁）職員や有識者等の講師招へい、他の事業者等と連携等により実施すること。

【セミナー等の内容のイメージ】

- ・企業における人材戦略と経営戦略の連動の必要性
- ・人材確保支援等において支援機関に期待される役割
- ・「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（中小企業庁）など、支援機関が企業の人材確保支援等において活用しやすいツールの紹介
- ・採用市場及び若年層の就職・転職活動の現状
- ・中小企業の人材確保を支援する上で重要なフレームワーク
- ・支援事例の紹介
- ・ケーススタディ

カ セミナー・ワークショップ等終了後アンケートの実施

- ・各セミナー・ワークショップ等終了後に参加者アンケートを実施し、理解度、満足度、翌年度の伴走支援プログラムへの参加意向等を調査すること。
- ・アンケートの内容は、県と協議のうえ決定すること。

キ 事後調査の実施

セミナー・ワークショップ等参加支援機関に対し、セミナー・ワークショップ等参加を踏まえ、人材確保支援等を実施した企業の数（全数及び2の支援対象業種の企業数）を県が調査する。

（2）人材確保支援等に取り組む意欲のある支援機関への伴走支援プログラム

ア 目的

人材確保支援等に取り組む意欲のある支援機関の課題に応じた支援を実施することで、他の支援機関の取組の参考となる事例を創出すること。

イ 支援機関の募集・選定

- ・本支援プログラムに参加する支援機関（以下「プログラム参加支援機関」という）は、3機関以上とする。
- ・プログラム参加支援機関の募集にあたっては、受託者の有するネットワークを活用し、支援機関への周知を行うこと。なお、県も周知等を行う。
- ・プログラム参加支援機関は、県と協議の上、選定すること。
- ・提案時点において、具体的に想定する支援機関がある場合、その機関名を提案書に記載すること。

ウ 実施内容

① プログラム参加支援機関へのメンタリング（必須）

伴走支援プログラム実施期間内に、プログラム参加支援機関に対し、企業の人材確保支援等を組織全体で実行するための体制構築を促すほか、プログラム参加支援機関の課題のヒアリング、伴走支援内容及び支援スケジュールの立案・調整を行い、プロジェクト遂行のための進捗確認や課題共有、相談支援を随時行うこと。

② 実践研修（必須）

<企業選定>

- ・プログラム参加支援機関の顧客・支援先等から、人材確保等に課題を有し、本業務での支援対象とする企業（以下「支援対象企業」という。）を、プログラム参加支援機関1機関当たり概ね3社～5社選定する。
- ・支援対象企業は、県内に本社又は主要な事業所を有する支援対象業種（2参照）の企業とし、成果目標（2②）を踏まえ、選定する。なお、県の調査（5（2）オ参照）への協力を得られる企業とすること。

<研修内容等>

- ・プログラム参加支援機関の支援スキル習得及び定着を促進するため、実践研修として、プログラム参加支援機関による支援対象企業への支援に同席し、プログラム参加支援機関や支援対象企業に対する助言等を行う。
- ・実践研修の内容は、受託者がプログラム参加支援機関と協議の上、県の承認を得て決定する。なお、成果目標（2②参照）の達成につながるものとする。
- ・実践研修は、オンライン会議等を活用して実施することも可能とするが、1回以上はプログラム参加支援機関による支援対象企業への支援に同行すること。
- ・支援を行っていく中で明らかになった各支援機関の課題やニーズに基づき、必要な支援を柔軟に行うこと。

③ 自主企画（提案）

①②の実施のほか、5（2）アの目的達成に向けて、必要かつ効果的と考えられる企画を実施すること。

【自主企画のイメージ】

プログラム参加支援機関の合同研修（企業へのヒアリング手法、ケーススタディ、ロールプレイングを行うワークショップ等）の開催

エ 伴走支援プログラム終了後のアンケートの実施

- ・伴走支援プログラム終了後、プログラム参加支援機関に対してアンケートを実施し、プログラムの満足度等を調査すること。
- ・アンケートの内容は、県と協議のうえ決定すること。

オ 支援対象企業に対する調査の実施

伴走支援プログラムの支援対象となった企業に対し、県が中途採用の状況、学卒採用計画に対する内定充足状況等を調査するため、当該企業情報について、各社から収集・活用に係る同意を得るとともに取扱いに十分注意のうえ、電子データで県に提出すること。

(3) 支援機関の経営・幹部層を対象とした、企業への組織的な人材確保支援等の意識醸成のためのセミナー等の開催

ア 目的

支援機関の経営・幹部層が、支援機関による企業への組織的な人材確保支援等の重要性を理解すること。

イ 対象

支援機関の経営・幹部層

ウ 参加者数の目標

- ・参加者数の目標は、セミナー等1回当たり30機関以上（伴走支援プログラム（5（2）参照）参加対象機関を含む）とする。
- ・参加者の募集にあたっては、受託者の有するネットワーク等を活用し、支援機関への周知を図ること。なお、県も周知等を行う。

エ 開催方法

- ・実施内容に応じて、会場開催、オンライン開催、会場・オンライン併用等の方法で開催すること。
- ・必要に応じてアーカイブ配信ができるよう、セミナー等の録画データを県に提出すること。提出方法は受託者と県で協議のうえ決定する。

オ 実施内容及び時期

- ・回数は1回以上とし、アの目的及びウの参加者数の目標を達成できるようなテーマ及び開催スケジュールとすること。

【セミナー等のテーマの例】

伴走支援プログラムの成果報告、先進事例の紹介、意見交換

- ・質疑応答の時間を設けること。

カ セミナー後アンケートの実施

セミナー終了後に参加者アンケートを実施し、理解度、満足度等を調査すること。

(4) 取組事例の情報発信のための HP 等掲載の原稿等の作成

県 HP 等で公表するため、本業務での支援取組の概要をポンチ絵にまとめて提出すること。

(5) 活動報告等

1か月分の活動について、活動実績報告書を作成し、翌月10日までに県に提出すること。ただし、令和9年3月分に関しては、当月31日までに提出すること。

(6) 実績報告書の作成

- ・各支援プログラム、その他の支援、各事業実施内容について実績報告書を作成すること。
- ・本業務について効果測定・成果分析等を行うこと。
- ・実績報告書は、紙媒体1部、電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）によることとし、令和9年3月19日（木）までに県に提出すること。

6 委託料の支弁の対象となる経費等

本業務を遂行するために必要な経費のうち、通常業務と区別して経理することが可能な経費とし、次に掲げる経費は対象外とする。

- ア 国又は都道府県から別途、補助金、委託費、助成金等が支給される経費
- イ 求職者又は労働者から費用を徴収する事業に係る経費
- ウ 施設等の設置や改修に係る経費
- エ 当該年度中に費消しない交通系 IC カードの残余、回数券、郵券等の金券類に係る経費
- オ 国家公務員の諸謝金・旅費
- カ 事業主、求職者や労働者に提供する物品（リーフレット、パンフレット、冊子、封筒類を除く。）の購入等に係る経費
- キ 飲食に係る経費
- ク 日本国外における事務所や窓口の設置・運営に係る経費
- ケ 支援の対象となる事業主、求職者又は労働者等に対する補助、助成等（直接又は間接若しくは名称の如何を問わずこれに類するものを含む。）に係る経費
- コ 職業安定法（昭和 23 年法律第 141 号）に定める「職業紹介」に係る事業に要する経費
- サ 単価 10 万円以上の物品購入費
- シ その他支出を証する書類のない経費及び事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して県が適当でないと認める経費

4 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」及び別記 2 「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務により制作される成果物の著作権は、県に譲渡するものとし、成果物の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (3) 本業務の実施に要した経費については、現金出納簿、総勘定元帳等、実際の支払いが確認できる書類に基づき事業費を精算すること。
- (4) 県が行う実地検査に協力すること。
- (5) 委託期間終了後 5 年間は、本業務に関する以下の書類を保存すること。
 - ・見積書 ・発注書 ・契約書 ・納品書 ・請求書 ・振込依頼書
 - ・領収書 ・現金出納簿 ・帳簿、元帳
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用および提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはいけないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、甲の許可を受けて、情報を復元できないよう消去を行わなければならない。

(機器等の取扱)

第 4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第 5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第 6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第 7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第 8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾をした場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第 9 乙は、情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 10 乙は、情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウィルス対策)

第 12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部からファイルを取り入れる場合および外部へファイルを提出する場合は、ウィルスチェックを行うこと。
- (2) 甲が提供するウィルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (3) 新潟県個人情報保護に関する条例（令和 4 年新潟県条例第 32 号）

(実地調査)

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる